

府中の森芸術劇場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年9月21日改定

公益財団法人府中文化振興財団 府中の森芸術劇場

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日・令和2年5月25日更新)新型コロナウイルス感染症対策本部決定(以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日策定・令和2年5月25日)を参考に作成された「府中の森芸術劇場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月27日策定)」を改訂更新するものです。

令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に基づき、原則、公益社団法人全国公立文化施設協会が更新した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日策定・9月19日更新)に準拠し、府中の森芸術劇場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策を様々な見地から検討し、施設として、ホール業務等において考えられる事項を整理したものです。

引き続き、政府及び東京都の基本的対処方針を踏まえつつ、芸術文化の実演家の皆様の意向の把握及び関係団体との連携にも努め、適切に対応するため策定するものです。

なお本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染状況における動向や専門家の知見、施設利用者等の意見を踏まえ、必要に応じ、今後も適宜改訂を行うものとします。

1 感染防止のための基本的な考え方

府中の森芸術劇場は、ホール・大会議室(どりーむホール、ウィーンホール、ふるさとホール、平成の間)に加え、小会議室(梅の間、樺の間)、リハーサル室及び練習室や公共スペースを有する文化施設であり、こうした施設の特長や公演の規模、態様を十分に踏まえ、施設内及びその周辺において、公演等を鑑賞するため、また施設を利用するために来場する者(以下「来場者」という。)及び出演者、催事スタッフ、講師など事業に携わる者(以下「公演関係者」という。)、当劇場の管理・運営に従事す

る者(以下「従事者」という。)への新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じていくものとします。

特に、1.密閉(換気の悪い密閉空間である)、2.密集(多くの人々が密集している)、3.密接(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、三密が重なる環境にならないよう、引き続き感染対策に取り組むこととします。

さらに、劇場、音楽堂等の施設においては、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能なこと、また、劇場内での公演中は、鑑賞者間においては対面による会話等が原則想定されないこと等も踏まえ、以下の対策を講じることとします。

2 施設管理者(=公益財団法人府中文化振興財団 府中の森芸術劇場)が講じる具体策

(1)リスク評価

府中の森芸術劇場は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染(①)及び飛沫感染(②)のそれぞれについて、来場者、公演関係者及び従事者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行います。

大規模な人数の移動や県境または国境をまたいだ移動が惹起される事業については、事業主催者としてのリスク評価(③)、集客施設としてのリスク評価(④)、及び地域における感染状況のリスク評価(⑤)も行います。また、それらの公演や催物等については、東京都において示される対応とリスク評価(③④⑤)に基づき、実施の可否や開催方法等について、公演主催者のほか必要に応じて設置者も交え、その影響と補償等も含めて協議し判断することとします。

また、事業の中止や利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに来場者及び公演主催者に対して施設利用が困難になる旨を周知します。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価し、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機、便座、洗浄レバー等)には特に注意して評価します。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等の状況を評価するとともに、マスクの常時着用及びフェイスシールドの使用等、感染予防に対応した座席の配置などを考慮し、社会的距離の確保を評価します。

③ 事業主催者としてのリスク評価

公演等関係者の人数と規模、その区域、国境を越えた移動及び長距離移動などの見込み、舞台、楽屋、稽古場等での社会的距離、休憩等による換気の確保を評価します。

④ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか、座席間の距離等について、これまでの施設の来場実績等に鑑みながら評価します。

⑤ 地域における感染状況のリスク評価

地域や都内はもとよりその他の地域周辺からの移動来場もあることを考慮して、周辺の感染者の確認状況と当劇場への影響について評価します。

(2) 施設内の各所における対応策

府中の森芸術劇場は、リスク評価(①②)を踏まえ、劇場施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、公演主催者への要請や来場者への周知を図ります。

① 劇場施設内

- ・ 劇場施設内のドアノブや手すり、エレベーター、トイレ等、不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気についても適切に対応します。消毒液は、当該箇所に最適なものを用いることとします。(以下、消毒に関する記載において同じ)
- ・ 劇場施設内に滞在もしくは通行などで入退館するすべての人に対し、マスクの常時着用を要請し、それについての注意喚起を行います。
- ・ 劇場出入口に消毒液を設置し、手洗い・手指の消毒を励行するよう表示します。消毒液は不足が生じないように定期的な点検と補充を行います。
- ・ 上演前後及び上演の休憩中は、できる限り場内の換気に努めます。また、会議室やリハーサル室、練習室においても、窓を開ける、休憩中に扉を開放するなど、適切な換気に努めるよう要請します。

② 公演会場入口

- ・ 公演主催者に対し、会場入口においてサーモグラフィーカメラや体温計による体温確認及び手指消毒用の消毒液を設置するよう要請します。万が一、用意のできない公演主催者・団体に対しては、別途相談の上、対策を講じます。
- ・ スタッフのマスク常時着用を要請します。また受付カウンターに飛沫感染防止策としてのビニールシートなどの設置を要請します。
- ・ 来場者にはマスクの常時着用、咳エチケットや手指消毒の励行を要請します。
- ・ 会場入口付近のソーシャル・ディスタンスを確保し、待機列は最低1mの間隔を空けて整列を促すなど、密集が起きないための対策を講じます。

③ 1階管理事務室受付及びチケットセンター

- ・ 対面での来館者との施設貸出対応、対話が行われる1階管理事務室受付、チケット販売や引き取り、問い合わせ等が行われるチケットセンターには、お客様との間に飛沫感染防止対策としてビニールシートを設置します。
- ・ マスクの常時着用など、来館者に向けた案内、注意喚起を行います。
- ・ チケット販売のための整列などの際は最低1mの間隔を空けて整列を促すなど、ソーシャル・ディスタンスの確保に努めます。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、インターネットを利用したチケット販売を推奨します。
- ・ 貸出施設の鍵および貸出備品については、消毒済のものを貸し出します。

④ ロビーや共用スペース内の椅子やベンチ等はソーシャル・ディスタンスを考慮して配置します。

- ・ 共用スペースのゴミ箱等は一時的に使用禁止とします。
- ・ テーブル、椅子、車いす等の備品類は定期的に消毒・清掃します。

⑤ 会議室、リハーサル室、練習室等

利用者の皆様には以下のことをお願いします。

- ・ 事前の検温、体調管理
- ・ マスクの常時着用
- ・ 咳エチケット、手洗い、手指の消毒の励行
- ・ 各所の定員を順守していただき、利用者による「密」が生まれない使用に限定します。窓が開けられる部屋は窓を開け、また適宜休憩などをとり、適切な換気を徹底（会議・練習中の音出し、声出しの際の扉開放は原則禁止）します。
- ・ 参加者の連絡が取れるよう、代表者(主催者)による参加者全員の連絡先の把握

- ・ 使用時に出るすべてのゴミの持ち帰りの徹底
- ※ 使用後のテーブル、椅子や使用した備品は、入替時に清掃・消毒を行います。

⑥ 楽屋、控室等

- ・ 開閉可能な窓については、適宜、開閉を行い常時換気に努めます。
- ・ 「密」にならないよう使用人数を考慮し、使用する部屋数の調整等を要請します。
- ・ テーブル、椅子等の物品は毎日定期的に消毒を行います。

⑦ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所の清掃・消毒の実施
- ・ 混雑する場合は、できるだけ間隔を空けて整列するよう表示します。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。

⑧ 館内レストラン

施設管理者として劇場内の飲食事業者等に対して、次のとおり感染予防措置を要請します。

- ・ 従業員の体調管理、検温、手指の消毒、マスク等の着用の徹底
- ・ レストランでのソーシャル・ディスタンスを配慮した客席配置の工夫
- ・ 混雑時には入場制限等の実施による混乱防止
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒清掃の徹底
- ・ ユニフォームや衣服のこまめな洗濯
- ・ 飛沫防止のためのアクリル板や透明ビニールカーテンの設置
- ・ サンプル品・見本品などの陳列・取り扱いの休止
- ・ キャッシュレス決済の推奨
- ・ 入店前の手指の消毒、マスク着用の徹底と店内での大声での会話や接触の抑制

⑨ 清掃・ゴミの廃棄

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者の、マスクやゴム手袋の着用の徹底
- ・ 作業終了後の、手洗い、消毒などの徹底
- ・ 使用済みのマスク等のゴミは、ビニール袋などで密封して表示
- ・ 作業後の手洗いの徹底

(3) 従事者に関する感染防止策

入館時に警備室での検温と体調確認を行い、平熱と比べて高い発熱がある場合や、下記に該当する場合には自宅待機等の対応を行います。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、

下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある場合

PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合

過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

施設の管理・運営に必要な最小限度の人数でのシフト・ローテーション等を工夫します。

- ・ マスク及びフェイスシールド、業務によっては手袋の着用のほか手指消毒を徹底します。
- ・ 従事者の緊急連絡先や勤務状況を各セクションにて把握します。
- ・ 保健所と適切に連携し、また医療機関への連絡体制を構築します。

(4)周知・広報

来館者に対する感染症予防策や注意事項、施設が取り組む感染拡大防止策などについて、掲示やホームページなど、さまざまな方法で周知・広報を図ります。

- ・ マスクの常時着用、咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ ソーシャル・ディスタンスの確保への協力要請

下記の症状に該当する場合は、来場を控えるよう周知します。

平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状のある場合

PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合

過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合

※ 基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)をお持ちの方や妊娠中の方は、医師の判断や関係機関の情報を確認の上、慎重な判断をお願いします。

- ・ 政府のアプリ「COCOA」や東京都の見守りサービスなど、新型コロナウイルス対策アプリの積極的な活用について周知・広報を行います。

(5)保健所との連携

施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合など速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えます。

- ・ 多摩府中保健所 電話:042-362-2334

3 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止対策

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、施設管理者として公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行います。

※ 劇場が公演を主催する場合も同様とします。

<公演前の対策>

公演主催者に対して、施設貸出予約時に本ガイドラインや利用に関する注意事項を案内し、感染防止対策への事前理解と実施を要請するとともに、開催前の舞台打合せの際に、施設管理者・公演主催者双方での感染防止対策の確認を行います。

(1)入場制限

- ・ 公演主催者には、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入など、状況に応じて以下のような対応を要請します。
 - ア) 開場時間の前倒し・休憩時間の延長
 - イ) 入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化
 - ウ) ソーシャル・ディスタンスを確保できる待機列の設定や工夫
 - エ) 指定席や予約等による人数調整
 - オ) 大人数での団体来館の制限等

(2)来場者との関係

- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知
- ・ 接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知

(3)公演関係者との連携

- ・ 公演主催者は公演関係者(出演者、スタッフ等)の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知します。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の全員への周知徹底を図ります。

<公演当日の対策>

各ホール、大会議室の利用において感染防止対策が適切に行われるよう、利用チェックリストを配布し、公演主催者によるセルフチェックを実施します。

(1)周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力のうえ、来場者に対し以下について周知を行います。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ ソーシャル・ディスタンスの確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えるよう周知

発熱の他、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

(2) 来場者の入場時対応

- ・ 来場者はマスクを常時着用することとし、着用していない来場者に対してはマスクの支給を行い、着用を徹底します。
- ・ 入場口でサーモグラフィーカメラや体温計による検温にて必ず来場者の体温チェックを実施するよう要請します。(用意がない団体には別途相談協議する)
- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請します。
 - 平熱と比べて高い発熱がある場合や、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状に該当する場合。
 - PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、来場者が密集することを避けるような開場時間の前倒し等の工夫を行います。
- ・ もぎり担当者がチケットの日時を目視で確認し、来場者が自分でチケットの半券を切って箱に入れるといった方式等もぎりの簡略化を導入します。
- ・ 公演後の面会、入待ち、出待ち等、公演関係者と来場者の接触を控えるよう周知します。
- ・ オペラグラス等の貸出物がある場合は十分な消毒を行って貸し出します。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等の配布物については極力手渡しの配布を避けま
- す。
- ・ 祝い花やプレゼント、差し入れ等は原則受け付けません。
- ・ キッズクッションやブランケットの貸し出しは原則行いません。

(3) 公演会場内の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めます。
- ・ 座席は原則として指定席にするなど(自由席を希望する場合は劇場担当者と相談し)適切に感染予防措置がとれる席配置とします。
- ・ 座席の最前列席は実演の行われるエリアから十分な距離を取り、最低でも水平距離で2m以上の間隔を取ることとします。それが困難な場合には、フェイスシールドの着用など同等の効果を有する感染予防措置を講じることとします。
- ・ 来場者と接触するような演出、客席通路を使用するような演出など(声援を惹起す

- ・ 来場者をステージに上げる、ハイタッチをする 等)は行わないようにします。
- ・ 「ブラボー」等来場者による発声の抑制に対し、アナウンスなどによる注意喚起を行います。
- ・ 客席内でオペレートをする場合は、客席との間隔を十分とった配置とします。
- ・ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めます。

(4)公演関係者の感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数とします。
- ・ 各自劇場来館前に必ず検温を行うこととし、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機を促します。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状に該当する場合
 - PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- ・ 自宅で事前に計測した体温、または入館時に計測した体温を名簿に記載します。
- ・ 公演主催者は、従事者の体調管理及び緊急連絡先や勤務状況を把握します。
- ・ 開演前のストレッチ運動などはマスク着用の上、十分な間隔を保って行います。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、公演前後には必ず手指の消毒を徹底します。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限します。
- ・ 舞台上で触れる機器や小道具等の消毒、また舞台面の清掃・除菌はこまめにします。
- ・ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用し、ゴミ袋は必ず封をします。
- ・ 楽屋内も密にならないよう割り振るとともに、窓などを開けて適切な換気を行います。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、清掃除菌の時間も考え、十分な時間を設定します。
- ・ その他、稽古や仕込み・撤去等においても密な空間の防止などの感染防止措置を講じます。

(5)感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離し、劇場担当者に連絡します。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底します。

- ・速やかに医療機関及び保健所へ連絡し指示を受けるとともに必要な情報の提供を行います。

(6) 物販対応

- ・当日パンフレット等最小限の販売とします。また、不特定の者が触れるような見本品等は、原則取り扱わないこととします。
- ・物販を行う場合、列などのソーシャル・ディスタンスを確保します。
- ・物販に関わる従業員はマスクやフェイスシールドの着用や手指消毒を徹底します。
- ・声掛けなどは最小限とし、録音によるアナウンスなどを活用します。
- ・対面販売を行う場合は、アクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、飛沫感染防止策を講じます。

(7) 来場者の退場時の対応

- ・各ホールで終演時間などの重複をできるだけ避けるため、事前に劇場担当者らと委細協議をします。
- ・どりーむホールにおいては正面広場側のガラス扉を開放する等混雑を避ける方策を協議します。
- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、退場する来場者の密集を避ける工夫を行います。
- ・楽屋出待ちや楽屋での面会、サイン会等は禁止とします。

<公演後の対策>

- ・利用中の感染防止対策が適切に行われたか、公演後に公演主催者から提出される利用チェックリストの内容について、施設管理者・公演主催者の双方で確認を行い、施設管理者で利用チェックリストを保管します。
- ・来場者に感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取り協力し、必要な情報提供を行います。

以上